

川崎町子どもの権利条例に関する行動計画

1. 目的

川崎町子どもの権利条例第13条に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として行動計画を策定する。

2. 基本理念

川崎町子どもの権利条例第1条に基づき、将来にわたって子どもの権利及び子どもの健やかな成長が保障されていくために、つぎのことを基本理念として行動計画を策定する。

- (1) 子どもは個人として尊重され、権利の主体であることを明確にする。
- (2) 子ども・子育てにやさしいまちづくりを推進する。
- (3) 子どもの権利を保障するための支援・救済・回復のための体制を確立する。

3. 基本目標

つぎの基本目標を定め、子どもの権利を保障するとともに、子ども・子育てにやさしいまちづくりを推進する。

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもの権利条例の全町的な啓発・広報を積極的に行うとともに、子ども自身が子どもの権利について学習する機会を提供し、また子どもを支えるべき大人が子どもの権利についての理解を深めていくことを推し進め、子どもの権利に関する全町民の意識の向上に努める。

(2) 子どもの意見の尊重と子どもの地域活動への参加促進

子どもが地域活動、学校における特別活動、まちづくり、町政等に意見を表明・参加する機会の提供に努めるとともに、その意見を適切に受けとめ反映させるよう努める。

(3) 安全安心な居場所づくりと子育て支援の推進充実

子ども同士の遊び体験や交流を通じ豊かに成長できる安全で安心な居場所づくりに努めるとともに、保護者の安心した子育てと仕事の両立の支援に努める。

(4) 子どもの権利侵害に関する相談・救済・回復の体制確立

子どもの権利侵害に関する相談・救済・回復の体制を確立するとともに、関係機関との協力連携を深め子どもの権利の保障に努める。

4. 期 間

行動計画の期間は令和4年度から6年度までの3年間を策定するが、その間社会情勢の変化等に即応していくために、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。

5. 基本施策

基本目標を達成するため、つぎの基本施策（事業・取組）を行う。

基本目標	基本施策（事業・取組）
子どもの権利に関する意識の向上	<ol style="list-style-type: none">リーフレットの作成<ul style="list-style-type: none">大人版リーフレットを町内全戸および子ども関係施設等に配布し、また子ども版リーフレットを児童生徒に配布して、子どもの権利について大人だけでなく子ども自身にも啓発していく。子どもの権利に関する学習支援<ul style="list-style-type: none">リーフレット等を活用し小中学校で児童生徒を対象に、子どもの権利に関する学習の機会を提供する。子どもの権利に関する講演会の開催<ul style="list-style-type: none">広く町民に子どもの権利や子どもに関わる大人の責任や役割等を啓発する。
子どもの意見の尊重と子どもの地域活動への参加促進	<ol style="list-style-type: none">子ども議会の実施<ul style="list-style-type: none">町政や町議会に対する理解・関心を深めるとともに、子どもたちのアイデアや提言を尊重し、まちづくり施策に適切に反映していく。学校行事・学級行事への子どもの意見の反映<ul style="list-style-type: none">立案・運営において子どもの意見を十分に引出し、学校行事・学級行事に適切に反映していく。少年の主張大会の開催<ul style="list-style-type: none">子どもの意見や将来の夢などを子ども自らが主張することで自己肯定感の向上を図り、希望を抱かせていく。
安全安心な居場所づくりと子育て支援の推進充実	<ol style="list-style-type: none">地域子育て支援センター「すこやか」の充実発展<ul style="list-style-type: none">わくわく広場、子育て相談、育児講座等の各事業の充実発展を図り、就学前の子育て相談支援の推進充実と居場所づくりを推進していく。放課後子ども教室の継続推進<ul style="list-style-type: none">ボランティアの支援と確保を図り、放課後の安全

	<p>な居場所と体験活動の場の継続推進を行う。</p> <p>3.放課後児童クラブの継続推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員の確保を図り、就労等で昼間保護者のいない家庭の児童が、安心して過ごせる居場所の継続推進を行う。 <p>4.健やかな子育てのための遊び場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の中で安心して子ども達が遊び、親子がふれあい、健やかな子育てへとつながる場所として、子ども向け公園を整備する。
<p>子どもの権利侵害に関する相談・救済・回復の体制確立</p>	<p>1.子どもの権利に関する相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター内に「子どもの権利相談窓口」を設置する。 <p>2.子どもの権利相談員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターに子どもの権利相談員を常時配置し、子どもの権利に関する相談・助言・支援を行う ・必要に応じて子どもの権利救済委員と協力連携して子どもの権利侵害からの速やかな救済・回復に努める。 ・要保護児童対策地域協議会と協力連携を図り子どもの権利の保障に努める。 <p>3.子どもの権利救済委員を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済委員を配置し、子どもの権利侵害について、関係機関と連携を図り必要に応じて調査、調整、勧告、要請を行い、子どもの権利侵害からの速やかな救済・回復に努める。 ・要保護児童対策地域協議会と協力連携を図り子どもの権利の保障に努める。 <p>4.要保護児童対策地域協議会の継続強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課子育て支援係、学校、子ども関係機関、児童相談所、保健センター等との協力連携を強化し、要保護家庭、要支援家庭の把握に努め、継続的な助言指導を行うとともに、子どもの権利侵害からの速やかな救済・回復に努める。 ・子どもの権利相談員及び子どもの権利救済委員と協力連携を図り子どもの権利の保障に努める。

